

令和 8 年 3 月 3 1 日
中国運輸局自動車交通部
旅客第二課

自家用車活用事業に係る広島交通圏におけるタクシー不足車両数について

令和 8 年 2 月 2 6 日付け物流・自動車局旅客課長事務連絡「自家用車活用事業における曜日・時間帯及び不足車両数の設定等について」1. (1) により、配車アプリデータに基づいた広島交通圏におけるタクシーが不足する曜日・時間帯及び不足車両数を別紙のとおり公表します。

別紙の曜日・時間帯及び不足車両数のほか、上記事務連絡 1. (2) により、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会に加盟する団体からの申出があった場合は、当該申出によるタクシーが不足しているとされる曜日・時間帯及び不足車両数も含め、営業区域内の全てのタクシー事業者を対象に、意向調査を実施し、使用可能車両数を配分することとなります。(意向調査は令和 8 年 4 月下旬頃実施予定)。

なお、既に自家用車活用事業（日本版ライドシェア）の許可を受けているタクシー事業者について、許可書に記載されている許可期限以降も自家用車活用事業（日本版ライドシェア）の運行を行う場合は、再度許可を受ける必要がありますので、運輸支局へ申請が必要になります。

(別紙)

○広島交通圏（※１）におけるタクシーが不足する曜日・時間帯及び不足車両数（※２）
(令和８年２月２６日現在)

【新】

営業区域名	タクシーが不足する曜日・時間帯		不足車両数
広島交通圏	火～木	16時～19時台	50
	金土	17時～翌1時台	190
	日	17時～21時台	30

(※１) 広島交通圏＝広島市（平成１７年４月２５日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く）、
廿日市市（平成１５年３月１日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び
平成１７年１１月３日編入の旧佐伯郡大野町、宮島町の区域を除く）、
安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町

(※２) 不足車両数＝配車アプリのマッチング率９０％を確保するために必要な車両数

※参考

【現行】

営業区域名	タクシーが不足する曜日・時間帯		不足車両数
広島交通圏	月～金	7時～10時台	50
	火～木	16時～19時台	190
	金土	16時～翌3時台	350
	日	16時～20時台	170

《現行の公表資料》

令和６年４月２６日国土交通省プレスリリース

「自家用車活用事業に係る営業区域ごとのタクシーの不足車両数を公表します」

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001740734.pdf>